

全労金2017春季生活闘争ニュース・第15号

《合意速報No. 1》

中央労組が金庫との団体交渉で、基本合意を表明しました！

中央労組は、3月21日、金庫と「団体交渉」を開催し、「要求書」「申入書」に沿った回答が示されたことを受け、基本合意を表明しました。要求・申し入れと回答は以下の通りです。

	要 求			回 答		
	正職員	準職員 SS FSL	嘱託職員 契約職員 パート職員	正職員	準職員 SS FSL	嘱託職員 契約職員 パート職員
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)		—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)	
最低賃金	時間額1,000円、日額7,330円、 月額154,000円への引き上げ			要求通り		
基本賃金	定昇の実施	2017年4月から新雇用制度が開始され、賃金 移行と評価反映が実施されるため要求しない		要求通り	—	
一時金	4.7	夏季2.3 年末は新制度	基本賃金と同様の理由により 要求しない	4.7	夏季2.3 年末は新制度	—
昨年実績	4.7	4.7	—	—	—	—
雇用環境	—	私傷病欠勤・休職制度は、2017年4月に正職 員と異なる制度を導入するため、要求しない (ジョブリターン制度あり)		—	— (ジョブリターン制度あり)	
単組独自要求	「育児に伴う所定労働時間の短縮措置」を 小学校3年生までとする			「育児に伴う時間外勤務の免除」を2017年9月から実施 し、「所定労働時間の短縮」は継続協議		

団体交渉において、金庫からは、「要求書および申入書の項目について真摯に受け留め、早期に回答できるよう検討してきた。要求事項について『最低賃金』『基本賃金』『一時金』は要求に沿って回答する。『雇用に関する環境整備』は、金庫の現状を踏まえた対応を進め、継続的に協議していきたい。厳しい経営環境の中で、2017年度は第5期中期経営計画の最終年度であり、重要な1年である。労金の理念を実践し、会員・組合員、利用者に信頼され、福祉金融機関としての役割をしっかりと果たしていくために、職員と経営陣が一体となって取り組んでいかなければならない。その実行にあたっては、現場の声を聞きながら進めていきたい。労働組合からも職場実態を踏まえた前向きな提言をお願いする。今後も健全な労使関係で、この厳しい環境を乗り越えたいと考えており、協力をお願いする」等の見解が表明されました。

前田闘争委員長は、「組合員が総意で決定した要求趣旨を理解し、早期に回答を示し

たことに感謝する。2017年度は、第5期中期経営計画の最終年度であり、『CSR経営の実践』と『収支改善』に取り組んでいかなければならない。それらの実践に欠かせない『健康経営』と『働き方改革』は労使で取り組む最重要課題である。まずは『長時間労働の削減』である。そして、職場風土として根付いている金庫の目標とかけ離れた独自目標と、それを達成するための残業ありきの業務運営を見直し、職場単位でしっかりと労使協議ができる環境づくりを実践することが第一歩と考える。2018年度に制度拡充をめざす『育児に伴う所定労働時間の短縮措置』は、組合員の期待が大きい。長時間労働削減の取り組みと並行して、2017年度から実施する時間外労働免除等の対応を確実に実施し、職場環境を整えることが重要である。『思いやり』と『やりがい』を持って健康で働き続けられる職場づくりをめざして、労使が一体となった取り組みを速やかに実践できるよう強く求める」等を表明しました。

単組は、①要求・申入事項について、金庫がその趣旨を受け止め、早期に考え方を示したこと、②「最低賃金」「基本賃金」「一時金」について、満額となる回答が示されたこと、③「育児に伴う所定労働時間短縮措置を小学校3年生まで」の期間延長について、実施することを前提に、2017年度からの具体的な施策として、i 現行制度の活用や職場意識の醸成、ii 2017年9月から、時間外労働免除の対象範囲を小学校3年生までとする、iii 人事異動前の個別意向調査を実施する、iv 喫緊の対応として、2017年4月に小学校入学となる子を養育する組合員等に対する個別対応を実施する、等が示されたことは要求趣旨を受け止めたこと、④労使共通の最重要課題である長時間労働の削減に向けた労使協議や具体施策の本格化を確認したこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組：1単組（3月21日14時20分現在）

中央

以 上